

地域企業「担い手交流」チャレンジプログラム（受入企業版）参加企業募集要項

1 ビジョン

本プログラムは、地域企業などの社員が企業の枠を超えて、様々な仕事に挑戦できる仕組みを構築するものです。本プログラムの浸透を通じ、地域企業が相互に刺激を与え、経営課題の解決・人材育成に取り組むまち・京都を目指します。

2 趣旨等

ウィズ・アフターコロナ社会における中小・ベンチャー企業の経営課題に、大企業などの「中核人材」を活用できる手法を御提案します。これにより、地域企業の人材確保や人材育成を支援するとともに、人材交流を促進し、企業間連携の強化などを図ります。具体的な制度は、次のとおりです。

(1) 次世代リーダーのレンタル移籍（原則復帰）

入社10年程度の大企業などの社員が、貴社に一定期間出向し、新規事業の開発や、組織の活性化など、経営課題の解決に取り組みます。

(2) ミドル層のインターンシップ（原則移籍）

入社30年程度の大企業などの社員が、貴社に一定期間出向し、即戦力として、事業の強化や組織の活性化などを推進します。また、お試し期間の有無も選択できます。

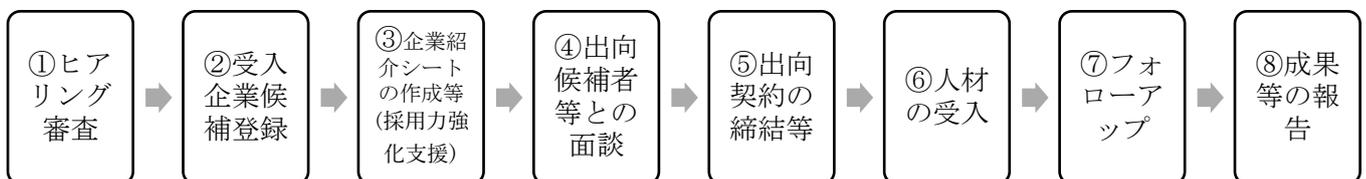
3 プログラムの概要

京都市及び（公財）産業雇用安定センター等によるサポートチーム（以下「サポートチーム」という。）による支援の下、貴社の特性に応じた担い手交流を実現するためのプログラムを提供します。

具体的には、次のとおりヒアリング審査等を経て、制度導入からマッチングやフォローアップに至るまで、貴社の特性に応じた担い手交流の実現に向けた取組を支援します。

なお、本プログラムでの取組内容や成果等については、他の地域企業の担い手交流の取組みを後押しするため、本市のWEBサイト等を通じて広く紹介します。

(参考) 本プログラムの流れ（イメージ）



※ 上記は、あくまで本プログラムの一般的な流れです。御希望内容やマッチング状況等により、変更することがあります。

- ① 応募受付後、書類審査やヒアリング審査を実施します。
- ② ヒアリング審査の結果を踏まえ、審査委員会を経て、受入企業候補としての登録を行います。希望内容等によっては、支援効果の観点から登録不可とすることがありますので、予め御了承ください。
- ③ 受入企業候補としての登録後、サポートチームの支援の下、貴社の課題や必要な人材像等を整理し、専用ホームページに掲載する「企業紹介シート」等を作成します。（採用力強化支援）
- ④ 貴社の求める人材に合致する出向候補者や当該人材の送出企業の探索、出向候補者との面談設定、各

種条件調整など、サポートチームがマッチング支援を行います。

- ⑤ 関係者・企業等の合意により、出向契約をはじめ、必要な契約を締結します。
- ⑥ 契約内容に基づき、人材を受け入れます。
- ⑦ 貴社に対し、受入人材の勤務状況の確認や支援を行うとともに、他社との人的ネットワークの形成を図るための集合研修も開催する予定です。
- ⑧ 人材受入による成果等について、御報告いただきます。なお、報告時期や内容、方法は、改めて連絡します。

4 対象

京都市内に本社又は主たる事業所を有し、外部の「中核人材」を新たな手法で活用して経営課題の解決に挑戦する企業

5 募集企業数

10社程度

6 受付期間

令和3年8月3日～令和4年3月15日

7 応募方法

本募集要項を確認し、所定のエントリーシート（様式1）に必要事項を記入のうえ、次の応募先に郵送又は電子メールにて、受付期間内に提出してください。

京都市産業観光局産業企画室ひと・しごと環境整備担当

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前 488 番地

TEL：075-222-3756 / 電子メール：sangyokikaku@city.kyoto.lg.jp

受付時間は、月曜日～金曜日の午前9時～正午及び午後1時～午後5時（祝・休日は除く）。

8 審査方法及び発表

（1）書類審査

提出書類をもとにした書類審査を実施します。審査結果は、応募受付後、概ね1週間以内に、電話、FAX又は電子メールでお知らせします。

（2）ヒアリング審査

書類審査の結果通知後、概ね2週間以内に、ヒアリング審査を行ないます。

（3）審査結果の通知

ヒアリング審査後、概ね2週間以内に、審査結果を文書により応募者に通知します。また、選定された受入企業候補については、WEBサイトへの掲載等により、企業名、代表者名及び取組概要等を公表します。

9 審査基準

次の項目により審査した結果を踏まえ、受入企業候補を選定します。なお、募集要項の規定を満たさない場合は、審査対象外となりますので、御注意ください。

(審査項目)

- ① 克服すべき課題と目標の明確さ
- ② 課題解決の必要性及び緊急性
- ③ 本プログラムに取り組む意欲や実施体制
- ④ 受入企業の課題解決及び受入人材の成長が期待できるか
- ⑤ 送出企業及び受入人材にとって魅力的な業務が提供できるか
- ⑥ 他の地域企業への波及効果

10 費用負担

本プログラムは、受入企業候補を対象として、(公財)産業雇用安定センターの専門家等による支援を実施します。専門家等による支援については、参加企業の費用負担はありませんが、本プログラムに取り組む際の参加企業の人件費や交通費のほか、人材受入に当たって必要な経費(契約締結に要する費用、人材受入後の出向負担金や保険等)は、参加企業自身が負担する必要があります。

11 主なスケジュール(一例)

- 9～12月頃 採用力強化支援(企業紹介シートの作成等)
- 1～2月頃 マッチング支援(面談、契約締結等)
- 2～3月頃 事前研修
- 4月頃～ 人材受入開始、フォローアップ、成果等の報告

12 留意事項

(1) 審査について

審査は非公開で行なうものとし、審査経過に関する問合せには応じられません。また、審査の結果によらず、提出書類は返還いたしません。

(2) 人材の受入について

受入企業候補として登録されても、送出企業や出向候補者の状況により、人材の受入に至らないことがあります。

なお、出向候補者の意欲や能力が適当と認められる者であって、本プログラムに係る採用人数制限を超えない場合は、原則として、在籍出向を受け入れていただくことになります。

(3) 個人情報の保護について

出向候補者や受入人材の個人情報については、各種適用法令及びガイドラインを厳守する必要があります。

(4) 反社会勢力の排除

代表者（代表者、法人でその役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずるものと同様以上の支配力を有すると認められる者を含む））について、京都市暴力団排除条例第2条第1項第4号に規定する暴力団員等又は同5号に規定する暴力団密接関係者が判明した場合、選定を取り消します。また、選定後、支援途中であっても、本プログラムへの参加や支援を取り消します。

(5) 法令遵守

本プログラムの実践に際しては、労働関連法規をはじめ、関係法令を遵守してください。受入企業が実施する本プログラムの実践に当たって、官公庁等への承認、届出、確認等が必要な場合は、必ず所定の手続きを行ってください。

(6) 不正行為に対する措置

本プログラムの実践において、不正行為又は関係法令等の違反が認められた場合には、本プログラムへの参加を取り消します。また、不正行為等を行った者に対して、一定期間、京都市及び（公財）産業雇用安定センターの所管する人材確保事業への応募等を制限することがあります。

(7) 確認書等の提出

本プログラム参加企業には、代表取締役が先頭に立って、意欲的かつ協力的に取り組むことや同意事項等を確認する書類を御提出いただきます。

(8) 雇用等の勧誘の制限

出向候補者及び受入人材に対して、送出企業との協議の範囲を超えて、自社での雇用等の勧誘を行なわないでください。

(9) 勉強会等への参加

京都市等において、本プログラムに関連する勉強会や成果発表会等を開催予定ですので、可能な限り御参加ください。

(10) 知的財産の利用等の制限

送出企業の知的財産（知的財産基本法第2条第1項に規定する「知的財産」をいう。）について、送出企業の同意なく利用又は第三者に開示しないでください。

(11) 取組及び成果の公表

提出書類の記載内容については、取組内容や成果等と同様に、ウェブサイト等により周知することがあります。

(12) 免責

本プログラムへの参加（登録が認められなかったことを含む。）、本プログラムの利用（本プログラムへの登録後に理由の如何を問わず利用が認められなかったことを含む。）及び人材の受け入れ（人材を受け入れることができなかったことを含む。）により生じたいかなるトラブル・損害等について、京都市及び（公財）産業雇用安定センターは一切責任を負いません。

13 問合せ先

地域企業「担い手交流」チャレンジプログラム推進デスク
〒600-8361 京都市下京区堀之上町 540 旧下京図書館 2 階
(シンク・アンド・アクト株式会社内)

TEL : 075-746-2845 / FAX : 075-746-2846 / 電子メール : info@kyoto-ninaite.com

受付時間は、月曜日～金曜日の午前 9 時～午後 6 時（土・日・祝は除く）。

WEBサイトURL : <https://kyoto-ninaite.com/>

【個人情報の取扱いについて】

個人情報に関する取扱いは、個人情報保護法のほか、京都市及び（公財）産業雇用安定センターがそれぞれ定める個人情報保護に関する条例・規則・規程に基づき適切に取り扱います。

なお、応募申込書及びエントリーシート記載の個人情報に関する利用目的については、次のとおり記載しておりますので、必ず御確認ください。

(1) 個人情報の利用目的

応募申込書等及び本事業で知りえた貴殿の個人情報は次の目的で使用します。

- ① 本プログラムの審査を行なう目的で、名簿作成及び審査後の各種連絡等に使用します。
- ② 本プログラムの終了後、成果把握や関連事業の御案内を行なう目的で、名簿等の資料作成や本プログラムに関する各種連絡に使用します。

(2) 個人情報の提供について

以下のいずれかに該当する場合を除き、御利用者の情報を第三者に提供しません。

- ① 御本人の同意がある場合
- ② 法令に基づき提供を求められた場合
- ③ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、御本人の同意を得ることが困難な場合
- ④ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、御本人の同意を得ることが困難な場合
- ⑤ 国、地方公共団体又はその委託を受けたものが法令に定める事務を実施するうえで、協力する必要がある場合であって、御本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 個人情報の委託について

本プログラムを遂行するため、本プログラムに係る情報の秘密厳守に同意した審査委員会出席者及び本プログラムに係る業務受託事業者へ個人情報を委託します。それ以外は、外部に個人情報を委託することはありません。

(4) 利用目的の通知、開示、訂正、追加、利用停止、削除などを御希望の場合

御提供いただきました個人情報に関して、利用目的の通知、開示、訂正、追加、利用停止、削除などを希望される場合には、御利用者本人の要求であることを確認したうえで、所定の手続きにより、合理的な期間及び範囲で御希望に応じますので、御連絡ください。

(5) 個人情報提供の任意性

個人情報の御提供は任意ですが、業務の性格上、申請書の情報の全部又は一部を御提供いただけない場合は、申請を受理できない場合があります。

(6) 個人情報の管理責任者

京都市 個人情報管理責任者：産業観光局地域企業イノベーション推進室働き方改革担当課長

お問合せ先：京都市産業観光局産業企画室ひと・しごと環境整備担当

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前 488 番地

TEL：075-222-3756（受付時間：平日<月～金※祝祭日を除く>9:00～17:00）

FAX：075-222-3331／電子メール：sangyokikaku@city.kyoto.lg.jp

(参考)

○京都市暴力団排除条例（抜粋）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより本市の区域内における事業活動又は市民の生活に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (3) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (4) 暴力団員等 次に掲げる者をいう。
 - ア 暴力団員
 - イ 法人でその役員又は別に定める使用人のうちに暴力団員のあるもの
 - ウ 個人で別に定める使用人のうちに暴力団員のあるもの
 - エ 暴力団員がその事業活動を支配する者
- (5) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者として別に定めるものをいう。

○京都市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

第3条 条例第2条第5号に規定する別に定める者は、次に掲げる者その他の暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者とする。

- (1) 暴力団の威力を利用している者
- (2) 暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる金銭、物品その他の財産上の利益を供与している者
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会通念上形式的又は儀礼的なものと認められる限度を超える贈答を行っている者
- (4) 暴力団員が関与する賭博、無尽その他これらに類する行為に参加している者
- (5) 暴力団員と共に頻繁にゴルフ、飲食、旅行その他の遊興をしている者

○知的財産基本法（抜粋）

第2条 この法律で「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。